

【公報種別】商標公報の訂正  
【発行日】令和6年9月19日(2024.9.19)  
【登録番号】商標登録第6837230号(T6837230)  
【掲載公報発行日】令和6年9月2日(2024.9.2)  
【年通号数】登録公報(商標)2024-164  
【区分】41  
【出願番号】商願2024-18594(T2024-18594)  
【訂正要旨】【商標権者】の【住所又は居所】に誤りがあったので以下のとおり訂正する。  
(190)【発行国】日本国特許庁(JP)  
(450)【発行日】令和6年9月2日(2024.9.2)  
【公報種別】商標公報  
(111)【登録番号】商標登録第6837230号(T6837230)  
(151)【登録日】令和6年8月23日(2024.8.23)  
(541)【登録商標(標準文字)】

## アートAIキュレーター

(500)【商品及び役務の区分の数】1  
(511)【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
第41類 インターネットを利用して行う映像の提供, 映画の上映・制作又は配給, インターネットを利用して行う音楽の提供, 演芸の上演, 演劇の演出又は上演, 音楽の演奏, 放送番組の制作  
【国際分類第12版】  
(210)【出願番号】商願2024-18594(T2024-18594)  
(220)【出願日】令和6年2月26日(2024.2.26)  
(732)【商標権者】  
【識別番号】522424717  
【氏名又は名称】株式会社アートチューンズ  
【住所又は居所】東京都千代田区麴町6-6-2番町麴町ビルディング5F  
(740)【代理人】  
【識別番号】110003627  
【氏名又は名称】Authense弁理士法人  
【法区分】平成23年改正  
【審査官】吉田 昌史  
(561)【称呼(参考情報)】アートエイアイキュレーター、アートアイキュレーター  
【検索用文字商標(参考情報)】アートAIキュレーター  
【類似群コード(参考情報)】

(2)

商標公報 6 8 3 7 2 3 0

第 4 1 類 4 1 E 0 2、4 1 E 0 3、4 1 E 0 4